

「補助申請上の注意事項」

○補助対象者

対象となる人は以下のとおりです。

平成23年度大野城市スポーツ登録団体に登録している会員及び団員

① 同封している『補助金対象者一覧』に名前が記載されている人

※『補助金対象者一覧』は、平成23年6月1日～平成23年12月6日に登録している会員・団員を基に作成しています。

② 平成23年12月7日～平成24年2月29日に追加登録する会員・団員

※追加登録する場合は、(財)大野城市体育協会へ追加登録の手続きをお願いします。

○補助対象とする保険

スポーツ安全保険、または以下の条件を全て満たす保険とします。

- (1) 団体管理下における団体活動中の事故を補償する保険
- (2) 団員に対する傷害事故かつ賠償責任事故を補償する保険
- (3) 平成24年2月29日現在において保険の適用がなされている保険
- (4) 保険期間が1年以上である保険

○補助対象としない保険

以下の項目のいずれかにあてはまるものとします。

- (1) 個人で加入している保険（団体として加入していない保険）
- (2) 1日保険（大会等の1日保険又はレクリエーション保険）
- (3) 活動する団体以外（会社、区、シニアクラブ等）で加入している保険
- (4) 傷害保険のみの加入、または賠償責任保険のみに加入している保険

○加入している保険の補償額の制限

傷害保険と賠償責任保険に加入していれば補償額に制限はありません。

○補助金の限度額

補助対象の経費は、補助対象とする保険への年間掛金とし、補助金の一人当たりの限度額は次のとおりとします。

この限度額と実際に団体が加入した保険掛金と比較し、低い額を補助金として交付します。

- (1) 中学生以下の者 **300円**
- (2) 高校生～64歳未満の者 **600円**
- (3) 65歳以上の者 **400円**

※いずれも、平成23年4月1日時点の年齢・学年となります。

※ 語句の意味

- ・ **団体の管理下における団体活動中**： 団体の活動計画に基づき、指導監督者（団体の長、部長、監督、キャプテン、代表者をいう。）の指示に従って団体活動を行っている間をいう。
- ・ **傷害事故**： 団体の管理下における団体活動中に、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者自身が被ったケガ等の傷害をいう。
- ・ **賠償責任事故**： 他人にケガさせたり、他人の物を壊したりした場合の事故をいう。

【裏面につづく】

○申請に必要な書類

スポーツ安全保険で申請する場合と、それ以外の保険で申請する様式が違います。

以下の提出書類一覧を参考に、該当する様式を提出してください。

<提出書類一覧>

書 類 名	スポーツ 安全保険	それ以外 の保険
① 補助金対象者一覧	○	○
② 《様式1》 補助金交付申請書	○	○
③ 《様式2》 収支計画及び事業計画（スポーツ安全保険用）	○	—
④ 《様式3》 事業実績報告書（スポーツ安全保険用）	○	—
⑤ 《様式4》 収支計画及び事業計画（スポーツ安全保険以外の保険用）	—	○
⑥ 《様式5》 事業実績報告書（スポーツ安全保険以外の保険用）	—	○
⑦ 《様式6》 収支計算書（スポーツ安全保険以外の保険用）	—	○
⑧ 《様式7》 掛金明細書（スポーツ安全保険以外の保険用）	—	○
⑨ 《様式8》 補助金請求書	○	○
⑩ 支払った加入依頼書の写し（振込金受取書部分を含む）	○	—
⑪ 保険証券、領収書等の写し（ <u>保険対象者、補償内容が分かるもの</u> ）	—	○
合 計	6 種類	8 種類

○申請書への記入上の注意

- ・ 申請は団体の代表者名（下記参照）でお願いします。

補助金交付申請書《様式1》	→ <u>平成24年1月31日時点</u> の代表者
事業実績報告書《様式3・5》	→ <u>平成24年3月1日時点</u> の代表者
補助金請求書《様式8》	→ <u>平成24年3月5日時点</u> の代表者

- ・ 金額は修正できませんので、金額を記入する欄は必ず鉛筆書き等で提出してください。
- ・ 補助金対象者一覧に年齢・学年が記載されていない場合は、年齢・学年を必ず記入し、提出して下さい。
- ・ 保険に加入している人のうち、補助対象者のみが補助金の対象となりますので、「補助対象人数」の記入欄は間違いがないように注意してください。
- ・ 保険の種類が、「傷害保険」と「賠償責任保険」の両方対象となっていることを確認してください。
- ・ 加入している保険の保険期間が1年以上であり、保険期間の始期と終期が平成24年2月29日を挟んでいるか確認してください。

○その他

- ・ 保険に加入しており、追加登録していない会員・団員は、(財)大野城市体育協会へ追加登録の手続きを行えば、補助対象となります。
- ・ 申請後（平成24年1月18日～平成24年2月29日）に保険加入し、条件を満たす者も対象となります。申請後に追加がある場合は、変更申請が必要となりますので、スポーツ課までお問合せ下さい。